

柏市福祉有償運送運営協議会要領

(設置)

第1条 柏市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償運送のサービス内容その他自家用有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は柏市福祉施策主管部長、副会長は柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者を充てる。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は次に掲げる者又は組織等の指名する者とする。

- (1) 千葉運輸支局
 - (2) 福祉有償運送に係る利用者等
 - (3) 本市を営業区域に含む公共交通機関及び運転者の代表
 - (4) 自家用有償運送に係る特定非営利活動法人等の代表
 - (5) 柏市福祉施策主管部長の職にある者及び柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者
 - (6) その他会長が必要と認めた者
- (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長を務める。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

5 協議会は、第2条に規定する協議事項が軽微なものである場合又は委員の召集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面により協議することができるものとする。

6 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人は、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

7 協議会に出席できない委員は、会長又は副会長に議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任により議決権を行使した委員は、協議会に出席したものとみなす。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要と認める場合は、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

2 前項の規定により出席を求められた関係者は、協議会に出席す

ることができる。

- 3 会長は、前項の規定による出席者に意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の事務局の事務は、交通施策主管課及び福祉施策主管課において処理する。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年3月15日から施行する。
- 2 この要領に基づく協議会は、平成17年3月27日までの間は、柏市と沼南町が共同で主宰する。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月29日から施行する。